

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り
の翌日)

目 次

◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)

保険医の登録 (保険課)

土地改良区の役員就退任 (農村整備課)

土地改良事業の認可 (二件) (〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (二件) (〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定 (〃)

国土調査の成果の認証 (〃)

生産事業者の登録の失効 (森林保全課)

都市計画法第六十六条による告示 (都市計画課)

◇ 公 告 平成五年度屋外広告物講習会の開催 (〃)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取 (中小企業課)

告 示

鳥取県告示第五号

鳥取県税条例 (昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号) 第三百二十九条の三第一項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者を指定したので、告示する。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称及び代表者の氏名 有限会社尾崎石油 代表取締役 尾崎しげ子	主たる事務所の所在地 鳥取市湖山町東四丁目 七三	指 定 年 月 日 平成六年二月一日
---------------------------------------	--------------------------------	-----------------------

鳥取県告示第六号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
本田 智毅	鳥齒第六三三号	平成六年二月一日

鳥取県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 古村 文 孝 西伯郡名和町大字押平一五四―一
 齋 藤 操 西伯郡名和町大字高田四五四
 勝 部 章 西伯郡名和町大字大塚一〇七五
 野 阪 範 男 西伯郡名和町大字茶畑一二八
 朝 妻 賢 治 西伯郡名和町大字大塚八一四
 中 上 和 治 西伯郡名和町大字高田一一二―二三
 権 田 茂 西伯郡名和町大字高田一〇九四
 杉 原 秀 延 西伯郡名和町大字富長四八八一〇
 西 山 萬 次 郎 西伯郡名和町大字押平二一〇―五

- 小川 直 信 西伯郡名和町大字高田一一六
 権 田 幸 夫 西伯郡名和町大字押平二〇八一―
 角 田 元 隆 西伯郡名和町大字高田六二五
 谷 知 加 夫 西伯郡名和町大字押平一三九
 杉 原 尚 礼 西伯郡名和町大字富長七一
 中 原 博 文 西伯郡名和町大字高田五九七―一
 平成六年一月十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 古村 文 孝 西伯郡名和町大字押平一五四―一
 齋 藤 操 西伯郡名和町大字高田四五四
 勝 部 章 西伯郡名和町大字大塚一〇七五
 野 阪 範 男 西伯郡名和町大字茶畑一二八
 中 上 和 治 西伯郡名和町大字高田一一二―二三
 権 田 茂 西伯郡名和町大字高田一〇九四
 杉 原 秀 延 西伯郡名和町大字富長四八八一〇
 西 山 萬 次 郎 西伯郡名和町大字押平二一〇―五
 権 田 幸 夫 西伯郡名和町大字押平二〇八一―
 野 阪 三 幸 西伯郡名和町大字富長七一七
 国 谷 進 西伯郡名和町大字富長八一六
 谷 田 栄 司 西伯郡名和町大字押平六九七
 桑 本 茂 幸 西伯郡名和町大字高田六一六
 森 統 忠 市 西伯郡名和町大字高田一六〇
 中 原 勉 西伯郡名和町大字押平五四

" 遠 藤 篤 夫 西伯郡名和町大字大塚五九七
 " 角 田 栄 一 西伯郡名和町大字大塚四五九
 " 明 田 良 雄 西伯郡名和町大字大塚八一〇
 監 事 杉 原 尚 礼 西伯郡名和町大字富長七一
 " 中 原 博 文 西伯郡名和町大字高田五九七一
 " 古 村 栄 市 西伯郡名和町大字押平一五六
 平成六年一月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項に
 おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良
 事業（農業農村活性化農業構造改善事業八郷地区農業用排水）を平成六
 年二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示す
 る。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項に
 おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良
 事業（農用地有効利用モデル集落整備事業成・吉原地区区画整理）を平成

六年二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示
 する。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十号

関金町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業関金（郷原）地区
 農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と定したので、
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
 いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供
 する。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 平成六年二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
- 関金町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十一号

国府町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業糸谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十二号

国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）吉野地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定によ

り告示する。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯町	平成三年度及び平成四年度	東伯町(大字中尾及び大字槻下の一部)の地籍図及び地籍簿	東伯郡東伯町大字中尾及び大字槻下の一部	平成六年二月七日
淀江町	平成三年度及び平成四年度	淀江町(大字福岡の一部)の地籍図及び地籍簿	西伯郡淀江町大字福岡の一部	平成六年二月七日

鳥取県告示第百十四号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
212	林 ひさ子	八頭郡智頭町大字穂見八八	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	林 ひさ子 苗畑	八頭郡智頭町大字穂見
120	谷口智栄子	八頭郡智頭町大字穂見二四三一		谷口智栄子 苗畑	八頭郡智頭町大字穂見

鳥取県告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 三・三・七号米子駅境線
- 二 施行者の名称
鳥取県
- 三 事務所の所在地

鳥取市東町二丁目三〇

事業地の所在

- 1 収用の部分
鳥取市加茂町二丁目、西田及び田
- 2 使用の部分
なし

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第81号）第10条の4第1項の規定により、平成5年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成6年2月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	講 習 の 課 程	場 所
平成6年3月29日 (火) 午前10時か ら	(1) 広告物に関する法令 (2) 広告物の表示の方法に関する事項 (3) 広告物の施工に関する事項	鳥取市尚徳町101 一—5 鳥取県立県民文化 会館
平成6年3月30日 (水) 午前10時か ら	(1) 広告物の施工に関する事項 (2) 広告物の表示の方法に関する事項	鳥取県立県民文化 会館 第四会議室

2 受講申込書の受付期間

平成6年2月28日（月）から同年3月15日（火）まで（郵送による場合は、3月15日（火）までに到着したものに限り受け付ける。）

3 受講申込書の提出先

鳥取県土木部都市計画課又は各土木事務所（持参又は郵送によること。）

4 受講手数料及び納付方法

受講手数料は3,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちよう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年10月鳥取県規則第50号）第12条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

6 その他

詳細については、下記に問い合わせること。

- | | | |
|-------------|---------------|-----------|
| 鳥取県土木部都市計画課 | 鳥取市東町一丁目220 | 電話0857—26 |
| —7364 | | |
| 鳥取県鳥取土木事務所 | 鳥取市東町一丁目271 | 電話0857—26 |
| —7653 | | |
| 鳥取県郡家土木事務所 | 八頭郡郡家町大字郡家100 | 電話0858—72 |
| —0261 | | |
| 鳥取県倉吉土木事務所 | 倉吉市東蔵城町2 | 電話0858—23 |

—3217
鳥取県米子土木事務所 米子市柁町一丁目160 電話0859—84—6211
鳥取県根雨土木事務所 日野郡日野町根雨140—1 電話0859—72—0321

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成6年2月14日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可（法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可をいう。以下同じ。）の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
経験者講習	平成6年3月8日	午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市柁町一丁目151	鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、薄口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成6年3月15日	午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766	鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
講習	平成6年3月29日	午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220	県議会棟2階第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,200円
 - (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料

料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成6年2月28日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成 6 年 2 月 14 日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○法第9条第1項及び第2項の届出に係るもの

1 届出者の名称及び住所

株式会社原徳チェーン本部

鳥根県安来市赤江町1448-1

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

原徳チェーン花園店

米子市花園町37

3 閉店時刻

午後10時

4 休業日数

年間 2 日